

# 令和4年11月までの雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和4年9月30日**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和4年11月30日**まで以下の通りとなります。

## 特例措置の内容について

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合(※1)**

| 判定基礎期間の初日 |               | 令和4年                   |                        |
|-----------|---------------|------------------------|------------------------|
|           |               | 3～9月                   | 10～11月                 |
| 中小企業      | 原則的な措置(※2)    | 4/5 (9/10)<br>9,000円   | 4/5 (9/10)<br>8,355円   |
|           | 業況特例(※3)・地域特例 | 4/5 (10/10)<br>15,000円 | 4/5 (10/10)<br>12,000円 |
| 大企業       | 原則的な措置(※2)    | 2/3 (3/4)<br>9,000円    | 2/3 (3/4)<br>8,355円    |
|           | 業況特例(※3)・地域特例 | 4/5 (10/10)<br>15,000円 | 4/5 (10/10)<br>12,000円 |

(※1)

原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」  
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

(※2)

生産指標が、前年同期比(前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月5%以上減少している事業主。  
雇用調整助成金の支給申請を初めて行う判定基礎期間の初日(対象期間の初日)が令和4年10月1日～令和4年11月30日までの間にあ  
る場合は、生産指標が1か月10%減少している事業主。

(※3)

生産指標が、最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎回、  
業況の確認を行っている。

## お願い

支給申請の都度、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。  
令和4年10月分以降の1人1人あたりの上限額を踏まえた支給額の**自動計算は、最新の様式に  
より対応**しております。

## その他

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給  
しています。

## 不正受給への対応を厳格化しています

不正受給を行った事業所名等の積極的な公表、予告なしの現地調査のほか、捜査機関との連携強化を行って  
います。不正受給は、刑法第246条の詐欺罪等に問われる可能性があります。

- ・ 事業所名等の積極的な公表
- ・ 5年間の不支給措置
- ・ 捜査機関との連携強化
- ・ 予告なしの現地調査
- ・ 返還請求(ペナルティ付き)

ご一報  
ください

申請事業者の皆さま

- ・ 申請内容に誤りがあった場合
- ・ 受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・ 不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

リーフレット



不正受給の対応を  
厳格化しています

## 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

### 【対象となる事業主】

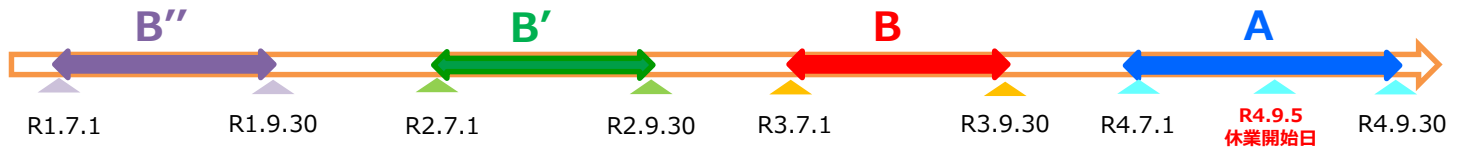
AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、Aが30%以上減少している事業主

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または3年前同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和4年9月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業等について業況特例の申請を行う全ての事業主は、申請の都度、業況の確認を行いますので、売上等の生産指標の提出が必要になります。その際、提出する生産指標は、最新の数値を用いて判断することになります（原則として生産指標を変更することはできません。）。

## 地域特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

### 【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

### 【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）

厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html)



### お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL040930企01